

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 25 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720341

研究課題名(和文) 漢人商業地区「買売城」から見る清代モンゴルの経済構造

研究課題名(英文) A study on the economic structure of Mongolia in the Qing era from the viewpoint of the Chinese commercial district "Mai-mai-cheng"

研究代表者

佐藤 憲行 (SATO, Noriyuki)

東北大学・東北アジア研究センター・専門研究員

研究者番号：50534179

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000 円、(間接経費) 990,000 円

研究成果の概要(和文)：本研究ではハルハ・モンゴルを研究対象地域とし、一次史料を用いて、清代モンゴルに建設された漢人商業地区「買売城」の視点から、蒙漢の社会経済関係の内在的理解を目指した。家畜窃盗事案の分析を通じて、従来指摘されてきた「搾取-被搾取」関係とは異なる蒙漢の経済関係の一側面を明らかにした。また漢人耕作者管理、及び耕作地をめぐる諸問題の分析から、モンゴルにおける漢人管理に関する規定の成立過程を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research, using primary archival sources, aimed to understand the social economic relations immanently between Mongols and Chinese from the viewpoint of "Mai-mai-cheng", the Chinese commercial districts which were built in Khalkha Mongolia in the Qing era. Analyzing the cases of theft of livestock, another aspect of the social economic relations between Mongols and Chinese merchants, not the exploitative relation being pointed out in the previous studies, was revealed. And analyzing cases of managing Chinese farmers, some conflicts arising from using farmlands, the formation process of the regulations about the management of Chinese farmers in Mongolia was also revealed.

研究分野：東洋史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：モンゴル 清朝 買売城 漢人 耕作地 封禁政策

1. 研究開始当初の背景

清朝の統治構造は「八旗」、「外藩モンゴル」、「内地」の3つに分かれており、各統治カテゴリーに行政系統が整備されていた。このような統治構造の中では、モンゴル人（「外藩モンゴル」）と漢人（内地）は異なる統属体系に属していた。また、先行研究では、いわゆる「封禁政策」下のモンゴルでは、漢人の種々の活動は制限されていたとされてきた（牧地の開墾禁止など）。しかし、現実にはモンゴル人と漢人は極めて密接な経済関係を有していた。例えば「旅蒙商」と呼ばれた山西商人に代表される漢人長距離交易商が清代のモンゴル経済を支配していたことは広く知られるところである。この漢人商人の交易ネットワークの拠点となっていたのが、モンゴルの主要都市に建設された商業地区「買売城」であった。また買売城の建設には18世紀の清朝の対モンゴル統治政策が大きく関与していた。それゆえ、清代モンゴルの社会経済構造は、買売城を抜きに語ることはできないのである。

しかし買売城に関する先行研究は、その知名度に反して意外なほどに少ない。日本や中国などの先行研究では、買売城は古くから長距離交易の拠点であることは認識されてきたが、モンゴル社会との関係については、ほとんど言及されてこなかった。一方、モンゴル国の研究では、買売城は長距離交易の活発化に伴う都市の商業機能拡大の発現と理解されてきた。しかし、後述するように、漢人資本は当時のモンゴル社会では「搾取者」と位置付けられており、それゆえ買売城もモンゴル社会における内在的存在とは見なされておらず、その学術的位置づけは現在も尚変わっていない。

また買売城を中心に活動する商人に関する研究も同様の傾向がある。日本や中国では山西商号や各種同業者組合（ギルド）の組織構造の研究は進んだものの、そこから彼らの本来の活動空間であり、交易相手であるはずのモンゴル社会の姿は見えてこない。『理藩院則例』などの漢語文献を主要文献として進められてきた日本の清代モンゴル史研究においても同様の傾向がみられ、史料的制約から、社会制度史に比して社会経済史研究が停滞してきたことは否めない。これに対し、モンゴル国の研究事情はやや異なる。社会主義時代には、現地の一次史料を用いた漢人商人研究が積極的に進められ、漢語文献からは見えてこない商人の活動実態が明らかにされた。しかし発展史観に基づく研究では商人の搾取性が最大の研究課題であり、そのためにしばしば歪曲された史料理解がなされてきた。

以上から、清代モンゴルにおける買売城及び漢人商人研究の問題点は、(1)異なる研究枠組み間の没交流、(2)清朝の帝国統治構造に対する視点の欠如、(3)一次史料へのアクセスの絶対的不足、の三点にまとめられる。

しかし近年は国外のアーカイブの開放という史料環境の変化により、新たな研究視点の可能性が開かれつつある。本研究の研究代表者である佐藤はかつて、モンゴル国立公文書館所蔵の一次史料を用いて、イフ・フレー（現在のモンゴル国ウランバートル）を研究対象に、仏教寺院（フレー）、漢人商業地区（買売城）、両者を管轄する庫倫辦事大臣衙門を包含する空間を「都市フレー」とし、(1)都市形成（第2の漢人商業地区ダムノールチンの形成過程）、(2)都市の存立基盤（都市と農耕地の関係及び問題点）を考察し、「都市フレー」が、清朝の「封禁政策」がそもそも内含する矛盾により惹起される種々の問題が集積する空間であることを明らかにし、「封禁政策」理解に対する再検討の必要性を提起した。しかし、買売城については史料などの問題から十分に論ずることができず、モンゴル人と漢人の経済関係、それに基づいた当時のモンゴル社会経済に対する内在的理解は課題として残った。

そこで本研究では、モンゴル国立民族公文書館など国外の公文書館に所蔵されている一次史料や、近年刊行された公文書資料集を用いて、従来の研究ではあまり注目されてこなかった買売城・漢人商人・漢人耕作者に重点をおき、清朝統治下のモンゴル社会におけるモンゴル人と漢人の密接な社会経済関係を再検討する。これにより、既存の枠組みではとらえきれなかった当時のモンゴル社会経済構造の解明を目指す。

2. 研究の目的

以上の先行研究における問題点を踏まえたうえで、本研究では以下の三つの研究課題を設定し、清代モンゴル社会における蒙漢の社会経済関係の諸相について分析する。研究対象については、外国人研究者にも史料公開が進んでいるモンゴル国立民族公文書館所蔵の一次史料を用いるため、ハルハ・モンゴル（現在のモンゴル国）のイフ・フレーの買売城とする。

(1) ローカル交易拠点としての買売城とモンゴル地方社会

ローカルな交易拠点としての買売城とモンゴル地方社会の関係の解明を目的とする。買売城では、周辺のザサグ王公、シャビナル（ジェブツンダンバ・ホトクト隷属民）やザサグ旗のモンゴル牧民だけでなく、遊牧地に点在した漢人耕作者も交易に参加していた。ここでは、買売城を中心とした漢人商人・漢人耕作者・モンゴル王公などの三者による、重層的な経済的関係に着目しつつ、モンゴル社会経済の一実態の解明を目指す。

(2) 漢人商人の家畜管理とモンゴル遊牧社会

商人が交易で獲得した主要な産品である家畜は、特定の時期にまとめて内モンゴル、

中国内地などの諸都市へ輸送されたため、一年の大半は牧地においてモンゴルの牧民が養った。これは、遊牧生産が単にモンゴル人同士で完結していたわけではないことを示すと同時に、蒙漢間の長距離交易が根底においてこの遊牧に立脚していたことを物語っている。そこで、従来の長距離交易商研究では言及されてこなかった買売城の商人が所有する家畜飼育システムの解明により、買売城を中心とした清代モンゴルの遊牧経済、漢人商人の長距離交易の新たな側面を解明する。

(3) 買売城とモンゴル仏教寺院の経済関係

買売城とモンゴル仏教寺院の経済的関係の解明を目的とする。清代モンゴルにおいて大寺院は莫大な資本を有しており、それを生かして積極的な交易活動を行っていた。ここではハルハ・モンゴル最大の仏教寺院かつ最大の資本家であったフレーが、19世紀中期以降、豊富な家畜資源を利用して、長距離交易の輸送事業を請け負っていたことに着目し、その活動の実態と商人が有した商業ネットワークとの関係の分析から、モンゴル側の交易参加の実態の解明を目指す。

本研究の学術的特色は、個別の研究枠組みの中で取り扱われてきたモンゴル人と漢人の社会経済関係について、この枠組みを超えた理解を図る点にある。

ここで設定した課題を明らかにすることにより、「漢人商人(債権者) モンゴル人(債務者)」という従来の理解とは異なる、蒙漢の双方向的な経済的関係が可視化され、清代モンゴル社会の社会経済構造の実態に迫ることが可能となる。また本研究では、両者の関係、特に双方間で何らかの問題が起こった場合、清朝行政側がどのような姿勢で臨んでいたのかについても重要視し、「蒙漢を分かち政策」とされてきた清朝の「封禁政策」に対する異なる理解の提示をも目指す。その意味で、本研究の視座は、清代モンゴル史のみならず、清朝帝国統治論とも無縁ではないのである。

3. 研究の方法

本課題の遂行に当たっては、モンゴル現地で作成された大量の一次史料の調査とその分析が重要となる。そこで2011年から2014年にかけて、モンゴル国立民族中央公文書館で合計5回にわたり、資料の調査・収集を実施した。

清代ハルハ・モンゴルにおいて、フレーを中心とする東二部(モンゴル国の東半分に相当)居住の漢人は、フレー辦事大臣が管轄していた。そのため、同公文書館では漢人関連事案が大量に所蔵されているフレー辦事大臣衙門フォンドを中心に調査を実施した。またモンゴル国でも、清代モンゴル史研究の分野において、近年は公文書資料を用いた新し

い研究成果が出てきている。よって、モンゴル国立大学、モンゴル教育大学、モンゴル国立科学アカデミー歴史研究所など、現地の研究者と積極的に交流し、意見の交換を行った。

また近年は、中国を中心に公文書館所蔵の一次史料の出版刊行が盛んに行われてきている。2010年に刊行された『清朝前期理藩院満蒙文題本』(中国人民大学国学院西域歴史語言研究所・中国第一歴史档案館編、内蒙古人民出版社)は、清朝の外藩モンゴル統治の重要機関である理藩院が、外藩モンゴルに関わる種々の問題処理について、清朝皇帝に上奏したものである。採録されている内容は多岐にわたるが、本研究と関連するものとして注目する点は、18世紀の外藩モンゴルで発生した家畜窃盗や傷害殺人事案が大量に採録されていることである。各事案からは、当時の事件関係者の様々な人間関係や生活行動パターンを垣間見ることができる。これらは本課題の主要な目的である蒙漢の社会経済関係の解明にも役立つと考え、モンゴル国で収集した一次史料と共に史料の解読、分析を行った。

4. 研究成果

以上のような研究目的、方法に基づいて、収集した資料の分析の結果、明らかになった諸点は以下の通りである。

(1) モンゴル国の先行研究では長らく、蒙漢の経済関係は「被搾取-搾取」の関係として捉えられてきた。しかし、18世紀のハルハ・モンゴルにおける家畜窃盗案件から当時のモンゴル人の動きを分析してみると、必ずしもそうとも言い切れないことが分かる。モンゴル人が当面の現金収入を得るために漢人商人の雇工となる事例は少なくなく、そもそも主体的に雇工となるケースさえもあった。また雇工となり漢人とともに牧地を離れて移動する中で、新たな人間関係を構築し、しばしば商人と同様、貸し付けを行う事例も見られた。このことは漢人商人の雇工となることで、新たな商業的チャンスを得ることが出来たことを示している。漢人商人との交易がモンゴル人の経済的困窮の大きな原因であったことは否定できない。だが、その商人に雇われること自体、当時のモンゴル人にとって経済活動の一つであったことも、無視はできない。

(2) 『清実録』にも採録されている道光3(1823)年に起きたイベン、ボルガルタイなどハルハ・モンゴル中北部に居住する漢人耕作者管轄問題について、フレー辦事大臣、理藩院章京など現地の行政監督者の対応を通じて考察し、この問題の持つ歴史的意義を検討した。同地方に居住する漢人は耕作を営む一方で、買売城など交易地から仕入れた商品をモンゴル人王公や牧民に掛け売りするなど、商人としての側面をも有していた。嘉慶

8 (1803) 年の諭旨により、これらの漢人耕作者に対し、耕作許可証を交付してモンゴル人からの債権回収終了を条件に耕作を許可する一方、家屋の新增築を禁止した。だが、この許可証を持つ漢人らは、人手を確保するために、各地から集まってきた漢人を雇っていた。行政が把握できない人間の増加は、現地のモンゴル人との軋轢をさらに深めていた。問題はそもそも嘉慶8年の諭旨が、漢人の居住保証と家屋増築の禁止という矛盾を含む内容であった点にあった。皮肉にも、理藩院章京シャンガンタイは、諭旨を忠実に守り、漢人らの新增築した家屋を焼き払ったがゆえ、処罰の対象となった。一方、後任のハイチンガは、耕作地の現状について、そもそも耕作地から遠く離れたフレーから漢人耕作者を管轄すること自体に無理があるとして、あくまで現実に即した対応策を提起した。その一部はウリヤスタイ将軍ゴルフンガが上奏した事件処理案にも反映され、『理藩院則例』にも採録された。このことは、清代モンゴルにおける漢人管理が、必ずしも「封禁政策」のような中央主導によるものではなく、現地行政官が現場の状況を踏まえた上で、対応していたことを示している。

(3) 嘉慶8年に許可証の交付を受けた漢人耕作者の数は次第に減少し、19世紀半ば(咸豊年間以降)になると記録上はほぼいなくなっていた。その一方で、耕作地を巡っては新たな問題が起こっていた。漢人耕作者らの耕作放棄地を巡って、ザサグ旗のタイジ(貴族)やアルド(平民)とジェブツンダンバ・ホトクト(活仏)の隷属民であるシャビの間で争いが頻発していた。一部のタイジらは旗民と共に耕作放棄地の利用を買売城から来た漢人商人らに認めることで、彼らへの負債返済の一手段とすることを目論んでいた。しかしシャビ側は問題となる耕作地は、そもそもフレーや寺院での必需品供給の為に、清朝皇帝より利用を認められた土地であるとして譲らなかった。さらには、一部のシャビは血縁関係にある買売城の漢人商人らと結託して、強引に耕作地の利用を進めるケースもあった。同治6(1867)年、フレー辦事大臣は問題の耕作地はシャビ側のものであると裁定したものの、耕作地を巡る同様の争いは続いた。

このように研究目的の項で定めた3つの研究課題のうち、(1)に関しては当初の計画に沿った成果を上げることが出来たと考える。一方、(2)(3)については残念ながら研究期間中に一定の成果を上げることはできなかった。資料収集期間や研究対象となる資料群の大きさに関して、やや見通しが甘かったと言わざるを得ない。また、2011年秋以降のモンゴル国立民族公文書館の新庁舎移転計画について、研究計画書作成時点では、研究代表者は十分に把握していなかった。2012年以降、公文書館がしばしば休館状態となった

ことで、課題の遂行にやや狂いが生じたことは否めない。

尚、上述の研究成果については、既に論文投稿の準備は進めてあり、順次研究雑誌に投稿し公開する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

佐藤憲行「第50回クリルタイ彙報」、『東洋学報』第94巻第4号、2014年3月、査読有、77-85頁

佐藤憲行「書評：橘誠著『ボグド・ハーン政権の研究：モンゴル建国史序説1911-1921』」、『近現代東北アジア地域史研究会 News Letter』第23号、2012年12月、査読無、89-94頁

〔学会発表〕(計2件)

佐藤憲行「清代モンゴル・ハルハにおける耕作地に関する一考察 19世紀中期イフ・シャビとトシェート・ハン部ザサグ旗間の耕作地紛争を事例に」東北大学東北アジア研究センター共同研究「近世・近代における内陸アジア遊牧民社会の構造的特質とその変容に関する研究」第1回研究会、2013年6月1日、東北大学

佐藤憲行「乾隆後期モンゴルにおけるモンゴル人と商民の経済関係の一考察 - モンゴル人雇工と商民の関係から - 」東北大学東北アジア研究センター共同研究「北アジアにおける帝国統治の遺産に関する研究」第7回研究会、2012年3月21日、東北大学

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 憲行 (SATO, Noriyuki)

東北大学・東北アジア研究センター・専門
研究員

研究者番号 : 50534179